

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

鹿児島県知事 殿

令和 年 月 日
() 建築士事務所 鹿児島県知事登録第 - - 号
事務所名称

.....
事務所所在地

電話 ()

建築士事務所の開設者の氏名又は名称
.....

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度 令和 年 月 日～
令和 年 月 日

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士、木造建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士	登録番号	登録都道府県（建設士合）	をた府名級土木建築場	録け道二築は建の	登受都県（建設士合）	建築士法第22条第4号及び第5号の定めるところによる年月日
合計名			一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名			

